

国立大学法人和歌山大学資金運用規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程第 83 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学会計規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、業務上の余裕金（以下「資金」という。）の運用について定め、資金の安全かつ適正な運用を行い、もって、業務の安定的、継続的な進展を図ることを目的とする。

(運用の原則)

第2条 資金運用は、安全第一とし、規則第14条第1項に規定する預金及び第2項に規定する有価証券により行うものとする。有価証券で行う場合は、元本の償還及び利息の支払いについて保証されたものでなければならない。

2 資金運用に当たっては、資金計画に基づき、運用すべき期間及び金額について十分な見通しを立て、資金繰りに支障のないよう努めなければならない。

3 資金運用に際しては、複数の金融機関等の比較を行い、常に安全性に配慮しなければならない。

(資金の区分)

第3条 運用の対象となる資金の区分は、次のとおりとする。

(1) 寄附金

(2) 運営費交付金

(3) その他の資金

(運用対象)

第4条 資金運用の対象は、次の方法による場合とし、それ以外は資金を運用してはならない。

(1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて、政府が保証する債券をいう。）、その他文部科学大臣の指定する有価証券の取得

(2) 銀行その他文部科学大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

(3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(管理体制)

第5条 資金運用の責任者は、学長とする。

2 資金運用の業務は資金担当役が行う。

(資金担当)

第6条 資金担当役は、関係法令及びこの規程並びに役員会の決定を遵守し、資金の運用にかかる業務を遂行するものとする。

(資金の運用期間)

第7条 資金の運用期間の設定は、資金繰等の状況等を考慮して行うこととする。

(資金の運用状況の報告)

第8条 資金担当役は、資金の運用状況について、定期的に役員会及び学長に報告するものとする。

(情報の収集)

第9条 資金担当役は、金融機関に対し、必要に応じてその格付、自己資本比率、貸倒引当

資金運用規程

率その他必要な事項について、情報収集及び調査を行うものとする。

(緊急事態への対応)

第10条 金融機関の信用力の低下、保有する金融商品の大幅な下落等、緊急の事態が生じた場合には、資金担当役は、役員会及び学長へすみやかに報告するものとする。学長は、必要な場合には臨時に役員会を開催し、対応を協議するものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。